

別記様式第 1 号 (7 条関係)

受付番号	平成 28 年 第 88 号
受付日	平成 28 年 8 月 17 日
送付日	平成 28 年 8 月 19 日
答弁受理日	平成 28 年 9 月 27 日

### 文書質問書

質問交野市議会基本条例第 9 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	都市整備部

【件名及び質問の要旨】 内容を補見

※内容は、一般質問として行うに相当する程度とし、その主旨が理解できるよう具体的に記載する。

都市整備部は、行政財産の目的外利用を問う第 58 号の文書質問で、星田 9 丁目の 800 平米 7000 万円のテニスコートになった創造の森の行政財産の目的外利用を認め、平成 28 年 6 月 17 日に文書質問答弁書を修正いたしました。しかし、事実として、読売テレビで報道された星田 7 丁目 86 番の野菜畑になった市有地(旧官有地)、約 8 億 4000 万円で購入したものの野菜畑になった星田駅前整備用地、私市 6 丁目の家屋及び倉庫に占有されながら放置されたままの市有地(旧官有地)、等があるにもかかわらず、文書質問答弁書を修正しません。単に、都市整備部は、隠蔽したくて、文書質問答弁書を修正していないと考えざるを得ません。

その中でも、私市 1-1 の水路敷きの居酒屋、アトリエ、武道具店、森南 1-51 の水路敷きの民家、森南 2-1 の水路敷きの駐車場、私市 1-2 の水路敷きの民家、については、市有地(旧官有地)であるにもかかわらず、建築物があり、これらがなければ、河内森駅近辺の、歩道完備、道の拡幅、横断歩道の西への移設、ができました。すみやかに、これら建築物を撤去すべきであり、特別の理由により、撤去ができない場合に限り、行政財産の使用料を使用者に課金すべきと考えます。

地方分権一括法により、平成 14 年に旧官有地が交野市に移管されてから、使用者毎にどのような対処をしてきたのか(撤去をうながしたのか、課金をしたのか)時系列で答弁を求めます。なお、適切な対処ができていないと判断される場合は、直ちに住民監査請求を提起いたします。

## 文書質問書答弁書

回答日：平成28年9月27日

担当部局：都市整備部

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく山本議員の第88号の文書質問について、下記のとおり答弁いたします。

### 記

- ① 第58号の文書質問について、6月17日付回答しました取得価格について以下のとおり訂正します。

(回答)

地番：交野市星田9丁目4997-2の一部

面積：800㎡

取得価格：約68,520,000円

本来の使用目的：市民創造の森

現状：テニスコートとして地元で使用

- ② 私市1-1、森南1-51、森南2-1、私市1-2における市有地の建築物に対する質問について答弁します。

(回答)

私市1-1 武道具店、森南2-1 駐車場、私市1-2 民家につきましては、河川占用許可を取得し使用料を徴収しております。

また、私市1-1 居酒屋、アトリエ、森南1-51 民家につきましては、過去の経過は不明ですが、占用許可が無い状態であり、対応等について関係機関等と協議を行ってきており、引き続き検討してまいりたいと考えております。